商品概要説明書

定期積金<定額式>

(2022年4月1日現在)

	(2022 年 4 月 1 日現在)
商品名	・定期積金<定額式>
ご利用いただける方	・個人および法人(団体を含む。)
期間	・期日指定方式
	6 か月以上 10 年以下
払込方法	
(1) 払込方法	・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。
	・掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。
	・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 なお、2021年10月1日以降の新規契約分から約定掛込日に掛込金が振替元
	の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込み
	を行います。
(2) 払込金額	・1回あたり1,000円以上
(3) 払込単位	・1 円単位
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約
	金を払い戻します。
給付補填金	初始此の始ウ和同原と滞用して不達用してよ
(1)適用利回り (2)支払頻度	・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。
(3) 計算方法	・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて
(- / 1/3//4 12.	計算をします。
(4)税 金	・個人のお客さまは 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)※の分離課税、
	法人のお客さまは総合課税となります。
(こ) 人がは切っまて土法	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5)金利情報の入手方法手数料	・金利(約定利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。
付加できる特約事項	・個人のお客さまは総合口座の担保に組入れできます。
	(貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年 0.5%を上乗せした利率) ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
1 44 4-41	
中途解約時の取扱い	- 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て) により計算した利息相当額とともに払い戻します。
	(1)初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合
	解約日における普通貯金利率
	(2)初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合
	契約時の約定利回り×60%
	ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。
貯金保険制度	- 保護対象
(公的制度)	当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法
	第 51 条の 2 に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、 「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満た
	すもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保
	護されます。
苦情処理措置および	 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま
紛争解決措置の内容	しては、当会事務集中部(電話:076-240-5181)にお申し出くだ
	さい。当会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、
	迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦
	情等を受け付けております。

	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の弁護士会を利用できます。上記当会事務集中部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 なお、弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。金沢弁護士会(電話:076-221-0242)
その他参考となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り(年 365 日の日割計算)の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

石川県信用農業協同組合連合会